

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 新旧対照表

変更後	現 行
<p>福島県 目次</p> <p><u>基本方針策定の趣旨</u> <u>見直しの概要</u> <u>基本方針の期間</u></p> <p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向・・・・・・・・・・1  1 福島県の位置、気候及び農業の現状・・・・・・・・・・1  2 農業構造の変化・・・・・・・・・・1  3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針・・・・・・・・・・2  4 地方別の基本的な方向・・・・・・・・・・<u>6</u></p> <p>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標・・・・・・・・・・<u>9</u>  1 地方別経営類型  2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標・・・18  3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標・・・・・・・・・・21</p> <p><u>第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備とその他支援の実施に関する事項・・・・・・・・・・21</u>  <u>1 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・21</u>  <u>2 農業経営・就農支援センターの運営方針及び体制・・・・・・・・・・22</u>  <u>3 県が主体的に担う取組・・・・・・・・・・23</u>  <u>4 関係機関・団体の連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・23</u>  <u>5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供・・・・・・・・・・25</u></p> <p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標<u>その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</u>・・・<u>27</u></p>	<p>福島県 目次</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向・・・・・・・・・・1  1 福島県の位置、気候及び農業の現状・・・・・・・・・・1  2 農業構造の変化・・・・・・・・・・1  3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針・・・・・・・・・・2  4 地方別の基本的な方向・・・・・・・・・・5</p> <p>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標・・・・・・・・・・<u>8</u>  1 地方別経営類型・・・・・・・・・・10  2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標・・・18  3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標・・・・・・・・・・21</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第<u>3</u> 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・・・・・・・・<u>21</u></p>

変 更 後	現 行
<p>第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項・・・28</p> <p>1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項・・・28</p> <p>2 新規就農者等の確保に関する事項・・・・・・・・・・30</p> <p>3 新規就農者等の育成に関する事項・・・・・・・・・・31</p> <p>4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項・・・・・・・・32</p>	<p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項・・・22</p> <p>1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項・・・22</p> <p>2 新規就農者等の確保に関する事項・・・・・・・・・・24</p> <p>3 新規就農者等の育成に関する事項・・・・・・・・・・26</p> <p>4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項・・・・・・・・27</p>
<p><b>基本方針策定の趣旨</b></p> <p><u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとしており、県は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めるものと規定されています。</u></p> <p><u>基本方針は、県が自らの地域の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の農政を推進する目標として策定するものであり、おおむね5年ごとに変更し、その後の10年間を見通して定めるものとなっています。本県では、平成5年11月に「福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定し、同法施行令に基づく、見直しを行っています。</u></p> <p><b>見直しの概要</b></p> <p><u>今回の見直しは、法が改正（令和5年4月1日施行）されたことに伴い行うものであり、農業を担う者の確保及び育成等に関する事項及び「農業経営・就農支援センター」の設置に関する事項、地域計画が法定化されたこと（地域計画推進事業の新設）に関する事項を追加しています。なお、法改正による見直しであるため、基本方針の期間の変更はありません。</u></p> <p><b>基本方針の期間</b></p> <p><u>令和2年度から令和11年度までの10年間</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

変更後	現行
<p><b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</b></p> <p>1 福島県の位置、気候及び農業の現状</p> <p>本県は、東北地方の最南端に位置し、全国第3位の広大な県土を有しており、県内は中通り、会津及び浜通りの3地方に分けられ、積雪地帯から冬季温暖地域まで変化に富んだ豊かな自然条件のもと、多様な農業経営が展開されている。</p> <p>このように本県は、気象、地勢等の自然条件や人口、産業構造等の社会経済的条件を異にする多くの特性をもった地域によって構成されており、冬季温暖で日照時間の豊かな浜通り地方にあっては、野菜や花き等の施設型農業を確立し、中通りや会津の広大な農用地を有する盆地や平坦地域にあっては、土地利用型作物を中心に野菜や花き等を配した複合型農業を展開して、適地適作による主産地形成と地域農業の複合化を一体的に推進し、収益性の高い農業経営を確立している。また、耕地面積の約3割を占める中山間地域においては、冷涼な気候や昼夜の温度較差といった平坦地では得ることのできない貴重な特性を巧みに活用した多様な農業生産を推進するとともに、高付加価値型農業を促進している。</p> <p>農業生産振興の基礎となる土地基盤については、それぞれの地域、土地条件等に応じた整備を行い、高性能農業機械や<u>スマート農業</u>等の先端技術の導入等によって農業生産性の向上を図ることとしている。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災では津波被害により多くの農用地が被災し、さらに東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）による放射性物質の拡散等で多くの農業者が避難を余儀なくされた。</p> <p>加えて、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼした。</p> <p>その後、震災や津波により被災した農用地、農業用施設等の復旧を進め、放射性物質で汚染された農用地の除染や放射性物質の吸収抑制対策等の取組が進み、帰還者や新規参入法人等による営農再開が進んでいる。</p> <p>また、農産物の緊急時環境放射線モニタリング等の実施やGAP（農業生産工程管理、以下同じ。）の認証取得の推進により、本県農産物の安全性の確認・確保及び産地信頼性の回復に努めているほか風評払拭に向けた県内外及び海外でのPR活動の展開等により本県農産物の販売価格も回復傾向にある。</p> <p>しかし、いまだに農業者の避難が継続する地域や風評による影響が残されており、営農再開や農産物の風評払拭に向けた継続した取組が必要な状況にある。</p>	<p><b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向</b></p> <p>1 福島県の位置、気候及び農業の現状</p> <p>本県は、東北地方の最南端に位置し、全国第3位の広大な県土を有しており、県内は中通り、会津及び浜通りの3地方に分けられ、積雪地帯から冬季温暖地域まで変化に富んだ豊かな自然条件のもと、多様な農業経営が展開されている。</p> <p>このように本県は、気象、地勢等の自然条件や人口、産業構造等の社会経済的条件を異にする多くの特性をもった地域によって構成されており、冬季温暖で日照時間の豊かな浜通り地方にあっては、野菜や花き等の施設型農業を確立し、中通りや会津の広大な農用地を有する盆地や平坦地域にあっては、土地利用型作物を中心に野菜や花き等を配した複合型農業を展開して、適地適作による主産地形成と地域農業の複合化を一体的に推進し、収益性の高い農業経営を確立している。また、耕地面積の約3割を占める中山間地域においては、冷涼な気候や昼夜の温度較差といった平坦地では得ることのできない貴重な特性を巧みに活用した多様な農業生産を推進するとともに、高付加価値型農業を促進している。</p> <p>農業生産振興の基礎となる土地基盤については、それぞれの地域、土地条件等に応じた整備を行い、高性能農業機械やICT（情報通信技術、以下同じ。）等の先端技術の導入等によって農業生産性の向上を図ることとしている。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災では津波被害により多くの農用地が被災し、さらに東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）による放射性物質の拡散等で多くの農業者が避難を余儀なくされた。</p> <p>加えて、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼした。</p> <p>その後、震災や津波により被災した農用地、農業用施設等の復旧を進め、放射性物質で汚染された農用地の除染や放射性物質の吸収抑制対策等の取組が進み、帰還者や新規参入法人等による営農再開が進んでいる。</p> <p>また、農産物の緊急時環境放射線モニタリング等の実施やGAP（農業生産工程管理、以下同じ。）の認証取得の推進により、本県農産物の安全性の確認・確保及び産地信頼性の回復に努めているほか風評払拭に向けた県内外及び海外でのPR活動の展開等により本県農産物の販売価格も回復傾向にある。</p> <p>しかし、いまだに農業者の避難が継続する地域が残り、営農再開や農産物の風評払拭に向けた継続した取組が必要な状況にある。</p>



変 更 後	現 行
<p>再生・発展に向けて取り組むものとする。</p> <p>(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標  地域にお<u>け</u>る<u>優良な経営の事例を踏まえつつ</u>、他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）で、地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり460万円以上、1個別経営体当たり590万円（主たる従事者1人+補助従事者1人）以上）を確保することができる、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。</p> <p>(2) 新規就農者等の確保・育成の推進目標  ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標  将来の本県農業を担う意欲と能力を有する優れた新規就農者等の確保に向けた目標は、<u>令和3年12月策定の「福島県農林水産業振興計画」</u>の<u>目標に基づき、年間340人以上とする。</u>  なお、新規就農者の定義は、年間150日以上農業に従事する青年等（45歳未満の青年及び45歳以上65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者）とする。</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(3) 担い手育成の考え方  本県農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、地域での話合いに基づき<u>地域計画（法第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の作成及び見直し</u>を推進し、将来にわたり地域の<u>中心</u>な経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。  個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者）等の確保・育成を基本とし、<u>個別</u>の担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた<u>農業を担う者</u>を育成する。  また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法</p>	<p>再生・発展に向けて取り組むものとする。</p> <p>(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標  地域にお<u>いて現に成立している</u>優良な経営の事例を踏まえつつ、他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）で、地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり460万円以上、1個別経営体当たり590万円（主たる従事者1人+補助従事者1人）以上）を確保することができる、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。</p> <p>(2) 新規就農者等の確保・育成の推進目標  ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標  将来の本県農業を担う意欲と能力を有する優れた新規就農者等の確保に向けた目標は、<u>平成25年3月策定の「福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」</u>の<u>目標に基づき、年間220人以上とする。</u>  なお、新規就農者の定義は、年間150日以上農業に従事する青年等（45歳未満の青年及び45歳以上65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者）と<u>し、他産業を定年退職後に就農した者を除くこととする。</u></p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(3) 担い手育成の考え方  本県農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、地域での話合いに基づき<u>市町村が作成する人・農地プランの実質化</u>を推進し、将来にわたり地域の<u>中心</u>な経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。  個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者）等の確保・育成を基本とし、<u>個別</u>の担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた<u>多様な担い手</u>を育成する。  また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法</p>

変 更 後	現 行
<p>人への移行を図る。</p> <p>(4) 目標達成のための推進方向 これら目標を達成するため、以下に取り組むこととする。</p> <p>ア 認定農業者等の育成 地域における話合い <u>に基づいた地域計画</u> により担い手を明確にし、認定農業者等の担い手への農地の集積を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化や <u>スマート農業</u> 等の先端技術の導入等を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。</p> <p>イ 法人化の推進 略</p> <p>ウ 新規就農者等 <u>(農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者)</u> の確保・育成 (ア)～(ウ) 略</p> <p><u>エ 企業等の農業参入</u> <u>持続的かつ安定的に発展する本県農業の振興を図るため、農業を担う者として、企業等の農業参入の支援を行う。</u></p> <p><u>オ 集落営農の推進</u> 地域農業の担い手や小規模な農業者、高齢農業者等の多様な <u>経営体等</u> による、農地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理、補助労働力の提供等について、役割の明確化を図ったうえで、地域の合意に基づく持続的な営農システムによる農業の振興・発展に向けた活動への支援を行う。</p> <p><u>カ 女性農業者の経営参画促進</u> 略</p> <p><u>キ 土地利用型農業経営の推進</u> 土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による一層の規模拡大 <u>や分散</u> <u>錯ほの解消に向けた農地集約</u>を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基</p>	<p>人への移行を図る。</p> <p>(4) 目標達成のための推進方向 これら目標を達成するため、以下に取り組むこととする。</p> <p>ア 認定農業者等の育成 地域における話合い <u>を基本として、人・農地プランの実質化及び見直し</u>により担い手を明確にし、認定農業者等の担い手への農地の集積を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化や <u>I C T</u> 等の先端技術の導入等を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。</p> <p>イ 法人化の推進 略</p> <p>ウ 新規就農者等の _____ 確保・育成 (ア)～(ウ) 略</p> <p><u>(エ) 持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、多様な担い手として、企業の農業参入の支援を行う。</u></p> <p><u>エ 集落営農の推進</u> 地域農業の担い手や小規模な農業者、高齢農業者等の多様な <u>農業者</u> による、農地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理、補助労働力の提供等について、役割の明確化を図ったうえで、地域の合意に基づく持続的な営農システムによる農業の振興・発展に向けた活動への支援を行う。</p> <p><u>オ 女性農業者の経営参画促進</u> 略</p> <p><u>カ 土地利用型農業経営の推進</u> 土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による一層の規模拡大 _____ を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基</p>

変更後	現 行
<p>本とする品種や栽培方法を組み合わせる。</p> <p>また、低コスト化のための技術の開発・普及及び農地整備事業等を連動させながら、規模拡大を推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米、<u>ホールクロップサイレージ用稲（以下「WCS用稲」という。）</u>等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。</p> <p><u>ク</u> 集約型農業経営の推進 集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き、菌茸、工芸作物等の導入及び生産拡大のための機械化、施設化といった生産基盤の整備<u>についで</u>一層の推進を図る。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補完システムの確立等を推進する。</p> <p><u>ケ</u> 持続可能な畜産経営の推進 畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による<u>生産性向上</u>、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。</p> <p><u>コ</u> 地域産業6次化の推進 農村資源と人材・技術等を生かし<u>つつ</u>、2次・3次産業など地域の他産業分野と連携し、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し<u>ながら</u>、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。</p> <p><u>サ</u> 環境と共生する農業の推進 略</p> <p><u>シ</u> G A Pの推進 略</p> <p><u>ス</u> 避難指示解除区域等の営農再開支援 略</p>	<p>本とする品種や栽培方法を組み合わせる。</p> <p>また、低コスト化のための技術の開発・普及及び農地整備事業等を連動させながら、規模拡大を推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米、<u>WCS用稲</u>等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。</p> <p><u>キ</u> 集約型農業経営の推進 集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き、菌茸、工芸作物等の導入及び生産拡大のための機械化、施設化といった生産基盤の整備<u>の</u>一層の推進を図る。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働力補完システムの確立等を推進する。</p> <p><u>ク</u> 持続可能な畜産経営の推進 畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による<u>高品質化</u>、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。</p> <p><u>ケ</u> 地域産業6次化の推進 農村資源と人材・技術等を生かし<u>_____</u>、2次・3次産業など地域の他産業分野と連携し、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し<u>_____</u>、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。</p> <p><u>コ</u> 環境と共生する農業の推進 略</p> <p><u>サ</u> G A Pの推進 略</p> <p><u>シ</u> 避難指示解除区域等の営農再開支援 略。</p>

変 更 後	現 行
<p>4 地方別の基本的な方向</p> <p>(1) 県北地方</p> <p>福島市や伊達市の一部市街地近郊地帯は、果樹、野菜、花き等を主体とした多品目生産かつ資本集約的な都市型農業の確立を、また、平坦部では、低コストで効率的な水田農業の確立と果樹、野菜等の園芸作物及び畜産を基幹とした生産性の高い複合経営の確立を目指す。特に、先進的な産地として既に定着しているもも、りんご等の果樹は、新植・改植と併せた品種構成の改善、経営面積の拡大による果樹経営の体質強化を図るとともに、あんぼ柿産地の復興に向けた取組を進め、全国に誇れる果樹産地づくりを進める。</p> <p>阿武隈高地を中心とした中山間地域については、豊かな草地資源等の有利な立地条件を生かした畜産、冷涼な気象条件等の地域特性を生かした野菜、花き等の振興を図る。</p> <p>地域農業の担い手については、新規就農者を確保し地域への定着と経営の確立につなげながら認定農業者の確保・育成を図るとともに、GAPの認証取得による経営の高度化を支援し、引き続き地域の実情に応じた集落営農の推進による <u>地域計画の作成の推進・支援</u>と並行して農地中間管理事業等を積極的に活用することにより、担い手への農用地の利用集積を促進する。</p> <p>営農再開が進んできた地域では、遊休農地の発生防止と農用地の有効利用のため、担い手を中心とする集落営農組織の育成や農用地利用の仕組み作り等を進め、より効率的な営農体制の構築を支援する。</p> <p>(2) 県中地方</p> <p><u>市町村と連携したサポート体制を構築することで</u> 認定農業者・認定新規就農者等の担い手の <u>確保・育成を図る</u>。併せて、<u>地域計画の作成を推進・支援</u>しながら、農地中間管理事業等を積極的に活用し、担い手への農用地の利用集積を促進する。</p> <p>また、効率的で安定した農業経営を実現するため、需要に応じた米づくりを基本とし、水田のフル活用や収益性の高い作物の導入等を推進する。</p> <p>具体的には、阿武隈川を中心とする平坦地域は、担い手を核とした売れる米づくりや低コストで効率的な <u>水田農業</u>の確立を図る。また、きゅうりを <u>始</u>めとした野菜、果樹、花き等の園芸作物の振興と施設化や <u>スマート農業の導入により生産性の向上を図り</u>、収益性の高い複合経営の確立を目指す。</p> <p>阿武隈高地並びに西部 <u>山間地域等</u>については、集落営農等 <u>による</u>担い手への農用地の利用集積を <u>始め</u>、畜産の <u>効率的な飼養管理技術等の導入</u>、夏季冷涼な気候を利用した野菜や花き等を中心とした複合経営を推進する。</p>	<p>4 地方別の基本的な方向</p> <p>(1) 県北地方</p> <p>福島市や伊達市の一部市街地近郊地帯は、果樹、野菜、花き等を主体とした多品目生産かつ資本集約的な都市型農業の確立を、また、平坦部では、低コストで効率的な水田農業の確立と果樹、野菜等の園芸作物及び畜産を基幹とした生産性の高い複合経営の確立を目指す。特に、先進的な産地として既に定着しているもも、りんご等の果樹は、新植・改植と併せた品種構成の改善、経営面積の拡大による果樹経営の体質強化を図るとともに、あんぼ柿産地の復興に向けた取組を進め、全国に誇れる果樹産地づくりを進める。</p> <p>阿武隈高地を中心とした中山間地域については、豊かな草地資源等の有利な立地条件を生かした畜産、冷涼な気象条件等の地域特性を生かした野菜、花き等の振興を図る。</p> <p>地域農業の担い手については、新規就農者を確保し地域への定着と経営の確立につなげながら認定農業者の確保・育成を図るとともに、GAPの認証取得による経営の高度化を支援し、引き続き地域の実情に応じた集落営農の推進による <u>人・農地プランの実質化</u>と並行して農地中間管理事業等を積極的に活用することにより、担い手への農用地の利用集積を促進する。</p> <p>営農再開が進んできた地域では、遊休農地の発生防止と農用地の有効利用のため、担い手を中心とする集落営農組織の育成や農用地利用の仕組み作り等を進め、より効率的な営農体制の構築を支援する。</p> <p>(2) 県中地方</p> <p><u>地域の条件に応じた大規模稲作経営や複合経営を行う</u>認定農業者・認定新規就農者等の担い手の <u>育成を図り</u>、併せて、<u>人・農地プランの実質化及び見直しによる集落営農を推進</u>しながら、農地中間管理事業等を積極的に活用し、担い手への農用地の利用集積を促進する。</p> <p>また、効率的で安定した農業経営を実現するため、需要に応じた米づくりを基本とし、水田のフル活用や収益性の高い作物の導入等を推進する。</p> <p>具体的には、阿武隈川を中心とする平坦地域は、担い手を核とした売れる米づくりや低コストで効率的な <u>稲作経営</u>の確立を図る。また、きゅうりを <u>はじめ</u>とした野菜、果樹、花き等の園芸作物の振興と施設化 <u>推進により</u>、収益性の高い複合経営の確立を目指す。</p> <p>阿武隈高地並びに西部 <u>の山間地域及び猪苗代湖周辺地域</u>については、集落営農等 <u>による</u>担い手への農用地の利用集積を <u>推進し</u>、畜産や <u>葉たばこ</u>、夏季冷涼な気候を利用した野菜や花き等を中心とした複合経営を推進する。</p>



変 更 後	現 行
<p>さらに、地域の中で農産物直売や農産加工・販売等の活動が活発化してきているため、道の駅や農産物直売所等の販売チャンネルを利用した、多様な農業経営の展開を図る。</p> <p>また、<u>営農を再開した</u>地域では、<u>地域計画の作成の推進・支援</u>と並行して、<u>集落営農など新たな地域営農システムの構築を推進し</u>、担い手等による管理耕作など<u>から発展し、持続的な営農の展開に向けた品目の導入を図る。</u></p> <p>(3) 県南地方</p> <p>標高差等の多様な自然条件と首都圏に近接する立地条件を生かした、稲作、野菜、果樹、花き生産の他、畜産も盛んで、多様な農業が行われている。これらの生産振興を通して、<u>効率的かつ安定的な経営</u>を育成し、地域の農業基盤の強化を図る。</p> <p>このため、各種助成制度等を活用しながら<u>担い手となる</u>認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を図るとともに、企業等の農業参入の促進や法人経営体の育成等により、活力ある担い手を育成する。併せて、家族経営協定等を契機とした、女性や後継者等の積極的な経営参画を促進する。</p> <p>また、<u>地域計画の作成を推進・支援しながら</u>農地中間管理事業等を積極的に活用し、地域における農用地の<u>利用集積による経営基盤の強化及び</u>集落営農等の拡大や機能の充実を進め、<u>地域計画に位置付けられた経営体等の経営発展</u>を図る。</p> <p>生産面では、<u>水稻の直播栽培等による省力化技術の普及拡大を進めるとともに</u>、飼料用米やWC S用稲の作付等により水田や有機性資源を有効に活用する耕畜連携を進める。</p> <p>また、県南地方の主要作物であるトマト、ブロッコリー、きゅうり、いちご、日本なし、鉢花等の産地育成に努め、GAPの認証取得や環境保全型農業による農産物のブランド化等を進める。中山間地域では、畜産の自給飼料生産を進めるとともに、冷涼な気候を活用した園芸作物の産地化を図る。</p> <p>(4) 会津地方</p> <p><u>地域計画の作成の推進・支援</u>と連動させ、新規認定農業者の掘り起こしや、新規参入等の新規就農者の確保・育成を進め、地域農業の担い手を確保する。</p> <p><u>水稻は会津米としてブランドを</u>確立しており、<u>地域の生産基盤の強化</u>を図るため、<u>スマート農業等</u>先端技術の導入による規模拡大、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、<u>農業経営・就農支援センター</u>と連携した担い手の法人化の<u>推進</u>を進める。</p>	<p>さらに、地域の中で農産物直売や農産加工・販売等の活動が活発化してきているため、道の駅や農産物直売所等の販売チャンネルを利用した、多様な農業経営の展開を図る。</p> <p>また、営農<u>再開が進んできた</u>地域では、<u>集落営農を推進し、人・農地プランの実質化</u>と並行して、<u>営農再開に取り組む</u>担い手等による管理耕作など、<u>担い手の確保と農用地利用集積の基礎となる取組を促進する。</u></p> <p>(3) 県南地方</p> <p>標高差等の多様な自然条件と首都圏に近接する立地条件を生かした、稲作、野菜、果樹、花き生産の他、畜産も盛んで、多様な農業が行われている。これらの生産振興を通して、<u>効率的かつ安定的な経営体</u>を育成し、地域の農業基盤の強化を図る。</p> <p>このため、各種助成制度等を活用しながら<u>認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を図るとともに</u>、企業等の農業参入の促進や法人経営体の育成等により、活力ある担い手を育成する。併せて、家族経営協定等を契機とした、女性や後継者等の積極的な経営参画を促進する。</p> <p>また、<u>農地中間管理事業等を積極的に活用しながら</u>地域における農用地の<u>集積による経営基盤の強化を進めるほか</u>、集落営農等の拡大や機能の充実を進め、<u>実質化した人・農地プランに位置づけられる、地域農業を担う中心経営体となる担い手の育成</u>を図る。</p> <p>生産面では、<u>飼料用米やWC S用稲の作付等により水田や有機性資源を有効に活用する耕畜連携を進める。</u></p> <p>また、県南地方の主要作物であるトマト、ブロッコリー、きゅうり、いちご、日本なし、鉢花等の産地育成に努め、GAPの認証取得や環境保全型農業による農産物のブランド化等を進める。中山間地域では、畜産の自給飼料生産を進めるとともに、冷涼な気候を活用した園芸作物の産地化を図る。</p> <p>(4) 会津地方</p> <p><u>実質化した人・農地プランの策定・見直し</u>と連動させ、新規認定農業者の掘り起こしや、新規参入等の新規就農者の確保・育成を進め、地域農業の担い手を確保する。</p> <p><u>既に</u>会津米<u>ブランドとして確立している水稻では</u>、<u>大規模経営体の育成</u>を図るため、<u>ICT</u>等先端技術の導入による規模拡大、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、<u>農業経営相談所</u>と連携した担い手の法人化<u>を進める。</u></p>

変更後	現 行
<p>具体的には、平坦地域では、水稻を基幹として、大豆、麦、そば等の土地利用型作物、アスパラガス等の野菜や花き・果樹等園芸作物、並びに畜産との組合せにより、収益性の高い複合経営を確立する。特に稲作については、高品質米生産によりブランド力をさらに高めるとともに、<u>スマート農業等先端技術の活用、カントリーエレベーターやライスセンター</u>等共同利用施設の利用<u>及び導入</u>促進を図り、規模拡大と省力・低コスト生産を目指す。</p> <p>中山間地域については、地域農業を維持するため集落営農組織、農業法人等の担い手への農用地利用集積による稲作<u>経営</u>の効率化を進める。また、<u>地域性を生かした特色ある</u>野菜、花き産地の維持・発展を図るとともに、地域特産物等を<u>活用</u>した6次化の取組を進める。</p> <p>(5) 南会津地方</p> <p>農業者の高齢化が急速に進み担い手不足が進行しているため、地域の担い手として位置づけられた認定農業者、認定新規就農者等を中心とした<u>地域計画の作成の推進・支援</u>を行い、<u>新規就農希望者の受入や新規就農者のサポート体制を強化し、認定新規就農者や定年帰農者等の認定農業者への誘導などにより、地域農業の担い手の確保・育成を図る。</u></p> <p><u>また、地域内の合意形成を基本に集落営農の確立を</u> _____ 進める _____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p><u>夏季の冷涼な気候を活用した</u>トマト、アスパラガス、リンドウ、宿根カスミソウ等を中心とした野菜、花き<u>については、基本技術の徹底や環境に配慮した生産等の推進により産地の維持を図る</u>。</p> <p><u>水稻については地域の大規模経営体への農地の集約やGAPの認証取得、中山間地向け品種導入による収量向上に努める。</u></p> <p><u>特に、基盤整備実施区域では、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積や高収益作物の導入を図り、大規模経営が育つ営農環境を整備する。</u></p> <p>(6) 相双地方</p> <p>東日本大震災と原子力災害により全域が大きな影響を受けているため、地域の実情に</p>	<p>具体的には、平坦地域では、水稻を基幹として、大豆、麦、そば等の土地利用型作物、アスパラガス等の野菜や花き・果樹等園芸作物、並びに畜産との組合せにより、収益性の高い複合経営を確立する。特に稲作については、高品質米生産によりブランド力をさらに高めるとともに、<u>ICT等の最新</u> _____ 技術の活用、カントリーエレベーターや<u>スターミナル</u>等共同利用施設の利用 _____ 促進を図り、規模拡大と省力・低コスト生産を目指す。</p> <p>中山間地域については、地域農業を維持するため集落営農組織、農業法人等の担い手への農用地利用集積による稲作 _____ の効率化を進める。</p> <p>また、<u>冷涼な気候を活用した</u> _____ 野菜、花き産地の維持・発展を図るとともに、地域特産物等を<u>活か</u>した6次化の取組を進める。</p> <p>(5) 南会津地方</p> <p>農業者の高齢化が急速に進み担い手不足が進行しているため、地域の担い手として位置づけられた認定農業者、認定新規就農者等を中心とした<u>人・農地プランの実質化の推進と合わせた見直し</u>を行い、 _____</p> <p>_____</p> <p>_____ 地域内の合意形成を基本に集落営農の確立を<u>加速的に進める</u>とともに、<u>豊かな自然環境を生かした環境と共生する農業を推進する。</u></p> <p><u>また、農用地の有効利用を図るため、農地中間管理事業等を積極的に活用し、担い手への農用地の利用集積を促進する。</u></p> <p><u>特に、水稻については地域の大規模経営体への農地の集約や、GAPの認証取得の推進による生産コストの削減、また、中山間地向け品種導入による収量向上に努める。</u></p> <p><u>また、</u> _____ トマト、アスパラガス、リンドウ、宿根カスミソウ等を中心とした野菜、花き等の園芸作物の _____</p> <p><u>産地育成に重点的に取り組むこととする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(6) 相双地方</p> <p>東日本大震災と原子力災害により全域が大きな影響を受けているため、地域の実情に</p>

変更後	現 行
<p>配慮した営農の再開に向けた取組を推進する。</p> <p>避難指示解除後、営農可能となった地域では、<u>地域計画の作成の推進・支援を行うとともに、その実現に向けて</u>、集落営農など新たな地域営農システムの構築により将来の担い手の確保を図り、管理耕作等の取組から発展して、持続的な営農の展開に向けた品目の導入検討を推進する。</p> <p>また、津波被災地域では、ほ場整備事業の進展と連動して<u>地域計画</u>の作成の推進により担い手の明確化を図り、農用地利用改善団体の設立誘導とあわせて農地中間管理事業を活用し、担い手への農用地の利用集積を図る。さらに持続的な農業の実現を見据えて、園芸作物等の導入を図り産地化を推進する。</p> <p>営農が継続されている地域では、認定農業者、認定新規就農者等の意欲ある担い手を中心として地域の状況に応じた主食用米や飼料用米の栽培のほか、麦、大豆の団地化、園芸作物や畜産等の産地化に向けた推進を図る。</p> <p>さらに、これらの栽培推進に当たっては、スマート農業技術等の省力化技術の普及を図り、担い手の規模拡大と効率的な生産体制の構築を図る。</p> <p>(7) いわき地方</p> <p>年間を通じて温暖・多照である気象条件を生かした施設園芸の振興により、野菜及び花きを基幹とした複合経営の育成を図る。</p> <p>市街地近郊産地では、新たな需要開拓と先進的な技術を駆使した野菜等の園芸産地育成を図り、中山間地域においては、冷涼な気象条件を生かした野菜、花き等の園芸作物、畜産の振興を図る。</p> <p>地域農業の担い手として、<u>多様な経営体</u>の確保・育成を図りながら集落営農を推進するとともに、地域の実態に応じ、個別又は組織経営体の育成を図る。</p> <p>また、農用地の有効利用を図るため、地域ごとの<u>地域計画の作成</u>を推進・支援するとともに農地中間管理事業等を積極的に活用して地域担い手への農用地の<u>利用</u>集積を促進する。</p> <p>さらに、園芸作物の作付を積極的に推進することにより地域の生産性向上を図る。</p> <p>東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた沿岸地域においては、ほ場の大区画化に伴う、担い手への農用地の<u>利用</u>集積をさらに進める</p> <p><b>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標</b> 略</p>	<p>配慮した営農の再開に向けた取組を推進する。</p> <p>避難指示解除後、営農可能となった地域では、<u>人・農地プランの実質化の推進と合わせた見直しを行い</u>、集落営農など新たな地域営農システムの構築により将来の担い手の確保を図り、管理耕作等の取組から発展して、持続的な営農の展開に向けた品目の導入検討を推進する。</p> <p>また、津波被災地域では、ほ場整備事業の進展と連動して<u>人・農地プラン</u>の作成の推進により担い手の明確化を図り、農用地利用改善団体の設立誘導とあわせて農地中間管理事業を活用し、担い手への農用地の利用集積を図る。さらに持続的な農業の実現を見据えて、園芸作物等の導入を図り産地化を推進する。</p> <p>営農が継続されている地域では、認定農業者、認定新規就農者等の意欲ある担い手を中心として地域の状況に応じた主食用米や飼料用米の栽培のほか、麦、大豆の団地化、園芸作物や畜産等の産地化に向けた推進を図る。</p> <p>さらに、これらの栽培推進に当たっては、スマート農業技術等の省力化技術の普及を図り、担い手の規模拡大と効率的な生産体制の構築を図る。</p> <p>(7) いわき地方</p> <p>年間を通じて温暖・多照である気象条件を生かした施設園芸の振興により、野菜及び花きを基幹とした複合経営の育成を図る。</p> <p>市街地近郊産地では、新たな需要開拓と先進的な技術を駆使した野菜等の園芸産地育成を図り、中山間地域においては、冷涼な気象条件を生かした野菜、花き等の園芸作物、畜産の振興を図る。</p> <p>地域農業の担い手については、<u>認定農業者や新規就農者</u>の確保・育成を図りながら集落営農を推進するとともに、地域の実態に応じ、個別又は組織経営体の育成を図る。</p> <p>また、農用地の有効利用を図るため、地域ごとの<u>人・農地プランの実質化</u>を推進するとともに農地中間管理事業等を積極的に活用して地域担い手への農用地の<u>集積</u>を促進する。</p> <p>さらに、園芸作物の作付を積極的に推進することにより地域の生産性向上を図る。</p> <p>東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた沿岸地域においては、ほ場の大区画化に伴う、担い手への農用地の<u>利用</u>集積をさらに進める。</p> <p><b>第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標</b> 略</p>

変更後	現 行
<p><b>第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備とその他支援の実施に関する事項</b></p> <p><b>1 農業を担う者の確保及び育成の考え方</b></p> <p><u>農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり本県農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成するとともに、新規就農者など農業を担う者を幅広く、安定的に確保・育成していく必要がある。</u></p> <p><u>(1) 個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を基本とし、効率的かつ安定的な経営を実現できるよう重点的に支援を行う。また、個別の担い手の確保が困難な地域においては、担い手となる集落営農組織、さらに農作業受託組織やJA出資型法人や参入企業など多様な経営体を育成する。</u></p> <p><u>(2) 次代の農業を担う新規就農者については、本県農業の魅力や就農支援のPR、就農相談会の開催や雇用就農希望者を対象とした農業法人等での研修やマッチング等を実施し、県内外から就農者を確保する。また、就農希望者や就農間もない農業者等を地域全体でサポートする体制づくりを進めるとともに、経営管理や技術習得のための研修制度の充実を図り、円滑な就農と定着を促進し、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成する。</u></p> <p><u>(3) 地域をけん引する発展的な経営体の育成については、意欲的な農業者や集落営農組織の法人化を促進し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約を進めるとともに、スマート農業技術等の導入による効率化や安定的な雇用を確保するための労働力補完システムの確立を推進する。</u></p> <p><u>(4) 中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体については、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための組織等に対し、集落営農組織への発展や参画を誘導するなど、地域農業を担う者の確保・育成を推進する。</u></p> <p><b>2 農業経営・就農支援センターの運営方針及び体制</b></p> <p><u>法第11条の11の規定に基づき、福島県農業経営・就農支援センター（以下「センタ</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

変 更 後	現 行
<p><u>一」という。)を設置し、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農希望者の相談・情報提供、市町村への紹介等を行うこととする。なお、公益財団法人福島県農業振興公社(以下「公社」という。)は、県の委託により、センターの事務局機能を担うものとする。</u></p> <p><u>(1) 運営方針</u></p> <p><u>就農及び経営相談の窓口を一本化し、ワンストップで支援する体制を整備することにより、就農から定着、農業経営の安定から発展までの各ステージに応じた継続的な支援を効率的かつ効果的に実施し、次世代を担う新規就農者の安定的な確保、定着を図るとともに、本県農業を担う効率的かつ安定的な経営を育成する。</u></p> <p><u>(2) 業務</u></p> <p><u>本県農業をけん引していく担い手の確保・育成を図るため、主に以下ア～エの業務を行う。</u></p> <p><u>ア 就農及び経営改善等の総合的な相談窓口対応</u></p> <p><u>イ 新規就農者の確保・育成及び定着に向けた情報の提供、関係機関・団体との一体的な伴走支援</u></p> <p><u>ウ 各地域における新規就農者の受入体制の構築支援</u></p> <p><u>エ 農業経営の改善、農業経営の法人化や集落営農組織の設立・法人化等に関する相談対応や専門家派遣などの総合的な伴走支援及び啓発活動</u></p> <p><u>(3) 体制</u></p> <p><u>県農業担い手課、公社、一般社団法人福島県農業会議及び福島県農業協同組合中央会は、ワンフロアに常駐し、相談窓口対応、相談内容に応じた提案や専門家の派遣、各種研修会の開催等を一元的に行う。</u></p> <p><u>また、福島県担い手育成総合支援協議会、J A福島担い手サポートセンター、福島県農業共済組合、福島県土地改良事業団体連合会、うつくしまふくしま農業法人協会、福島県指導農業士会、株式会社日本政策金融公庫、ふくしま農山漁村発イノベーションセンター(ふくしま地域産業6次化サポートセンター)、商工系3団体(福島県よろず支援拠点、一般社団法人福島県中小企業診断協会、福島県中小企業団体中央会)、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益財団法人福島相双復興</u></p>	

変 更 後	現 行
<p><u>推進機構が相互に連携し、総合的な伴走支援を行う。</u></p> <p><u>なお、各農林事務所農業振興普及部及び農業普及所にサテライト窓口を設置し、相談への対応を行うとともに、市町村、農業委員会及び農業協同組合等と連携し、新規就農者等の受入体制の整備や新規就農者等の農業を担う者に対する支援を行う。</u></p> <p>3 県が主体的に行う取組</p> <p>(1) 支援体制の整備</p> <p><u>農業を担う者を幅広く確保・育成するため、センターを設置・運営する。また、本県の農業の魅力、市町村・地域毎の受入体制等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して情報発信を行う。また、農林事務所に相談窓口を設置し、就農や経営相談への対応や地域での支援を円滑に行うとともに、関係機関・団体と連携し、各地域における新規就農者等の受入体制の整備を支援する。</u></p> <p>(2) 新規就農者の確保、定着・発展支援</p> <p><u>本県の魅力発信と新規就農者の確保に向けて、関係機関・団体と連携しながら就農フェア等を開催するとともに、新規就農者の確保に産地等が一体的となって取り組めるように活動を支援する。</u></p> <p><u>さらに、新たに就農しようとする青年等に対する研修を実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の周知及び国等の支援の活用を働きかける。</u></p> <p>(3) 認定農業者の確保・育成</p> <p><u>認定農業者を確保するため、市町村と連携し認定農業者制度について周知を図り、新規認定の誘導等を行う。また、認定農業者が農業経営改善計画を達成できるよう農林事務所は、巡回指導等を行うとともに、センターと連携して経営課題の解決に向けた支援を行う。</u></p> <p>(4) 教育施設での教育・研修</p> <p><u>農業短期大学校（アグリカレッジ福島）において、施設機能や実践的なカリキュラムの充実を図るとともに、需要に即した研修制度を構築し、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成する。</u></p>	

変 更 後	現 行
<p><u>4 関係機関・団体との連携・役割分担の考え方</u></p> <p><u>(1) 農業経営・就農支援センター</u>  <u>就農及び経営改善等の総合的な相談窓口として、市町村や関係機関・団体、産地等と緊密に連携しながら、情報を共有した上で就農希望者や農業を担う者に対し、効率的に支援を実施する。</u></p> <p><u>(2) 市町村</u>  <u>就農希望者等の受入について、市町村の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上で相談対応等のサポートを行う。</u>  <u>また、法第6条に基づく各市町村の基本構想において「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」を示し、青年等就農計画の認定を行うとともに、関係機関・団体の緊密な連携の下に、地域の実情に応じた支援体制の整備と具体的な施策の推進に努める。</u>  <u>特に、「地域計画」において、農業を担う者として位置づけられた新規就農者に対しては、青年等就農計画の作成誘導、計画の目標達成に向けた支援に取り組む。</u>  <u>また、担い手の減少や遊休農地の拡大等が深刻な過疎・中山間地域においては、多面的で公益的な機能を維持し地域の活性化を図るため、U J I ターン者等の就農を支援する。</u>  <u>認定農業者を確保するため、認定農業者制度について周知を図り、農業経営改善計画の新規認定や再認定の誘導等を行う。</u></p> <p><u>(3) 農業関係団体</u></p> <p><u>ア 公社は、センターの事務局機能を担う。また、農地中間管理機構の機能を有することから、市町村や農業委員会と連携を密にし、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むように支援するとともに、就農準備金を活用した新規就農者の確保・定着を図る。</u></p> <p><u>イ 市町村農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。</u></p> <p><u>ウ 一般社団法人福島県農業会議は、市町村農業委員会の活動に協力するとともに、</u></p>	

変 更 後	現 行
<p><u>農業経営の改善や法人化等を支援する。</u></p> <p><u>エ 福島県担い手育成総合支援協議会は、地域協議会や関係団体、市町村と連携し、集落営農の組織化や法人化等を支援する。</u></p> <p><u>オ J Aグループ福島は、生産技術習得の場づくりや生産物の安定した販売先の確保、関係機関による受入体制整備の支援、農業労働力確保や法人化等に向けたサポートを行う。</u></p> <p><u>カ 福島県農業共済組合は、自然災害や農産物の価格の低下などの経営リスクに備える収入保険の加入推進等により、安定した農業経営の確立を支援する。</u></p> <p><u>キ 福島県土地改良事業団体連合会は、効率的な農地利用を推進するため、農業者に対し、土地改良事業等に関する情報提供を行う。</u></p> <p><u>ク うつくしまふくしま農業法人協会は、法人化を希望している農業者等に対し、安定的な農業経営を実践するための助言等を行う。</u></p> <p><u>ケ 福島県指導農業士会は、地域のモデルとなる農業者として、青年農業者の育成を支援する。</u></p> <p><u>コ 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構は、浜通り等 15 市町村への企業参入に関する相談窓口及び支援を行う。</u>  <u>公益財団法人福島相双復興推進機構は、被災 12 市町村への企業の農業参入に関する支援を行う。</u></p> <p><u>(4) その他団体</u></p> <p><u>ア 株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする認定農業者や経営を開始する認定新規就農者等を、各種融資制度や情報提供等により支援する。</u></p> <p><u>イ ふくしま農山漁村発イノベーションセンター（ふくしま地域産業 6 次化サポートセンター）、商工系 3 団体（福島県よろず支援拠点、一般社団法人福島県中小企業診断協会、福島県中小企業団体中央会）は、6 次産業化や販路拡大を目指す農業者か</u></p>	



変更後	現行
<p><u>らの相談等に対応し、経営診断や中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行う。</u></p> <p><u>5 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供センター、市町村・農業委員会、農林事務所、農業協同組合は相互に情報を提供し、就農希望者や農業を担う者に対する情報提供、支援等を円滑に実施する。なお、センターは総合相談窓口として、情報を一元的に管理し、必要な情報を関係機関・団体と共有する。</u></p> <p><u>(1) 農業経営・就農支援センター</u>  <u>就農希望者、就農を受け入れる農業者等、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて研修先や就農先を調整し、市町村の担当者等に紹介する。</u>  <u>また、市町村から提供を受けた就農受入や営農・生活等に関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく発信する。</u>  <u>経営改善に係る支援要望や認定農業者の経営改善状況等の情報を収集し、効率的な支援につなげる。</u></p> <p><u>(2) 市町村・農業委員会</u>  <u>区域内の就農受入組織(地域協議会、JA等)と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報をセンターが指定する様式で整理し、センターと共有するとともに、就農希望者への情報発信等を行う。併せて、必要に応じ、就農希望者等のための農地や機械・施設、住居などに関する情報の収集・整理に取り組む。</u></p> <p><u>(3) 農林事務所</u>  <u>新規就農者等農業を担う者の総合的な支援を行う指導体制を整備し、センターと連携の上、市町村等と連携し、就農希望者のその後の研修・調整・定着状況を随時把握し、必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合は、必要に応じて市町村等との調整を行う。</u>  <u>また、青年等就農計画及び農業経営改善計画を作成しようとする農業者に対し必要な指導・助言を行うとともに、計画達成に向けて支援する。</u></p>	

変 更 後	現 行
<p><u>(4) 農業協同組合</u></p> <p><u>組合員等からの営農や経営相談に対応するとともに、市町村等と連携し、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県、市町村及びセンターと情報を共有し、新規就農希望者等とのマッチングを行い、円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。</u></p>	

変更後

現行

**第4** 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

第2に掲げる農業経営\_\_を地域において育成した場合、これらの農業経営を営む者が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に生かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められている。

このことから、県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を軸として、県、市町村、農業会議等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯ほの状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図りながら、効率的かつ安定的な経営体に利用集積された農用地の割合を高めていくことを目標とする。

地 方	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標(注1)
県北地方	75%
県中地方	70%
県南地方	71%
会津地方	85%
南会津地方	72%
相双地方	77%(注2)
いわき地方	68%
福島県	75% <u>以上</u>

(注1)「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積(所有面積、借入面積及び農作業受託面積(水稻については、耕起・代かき、

**第3** 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる農業経営体を地域において育成した場合、これら\_\_農業経営体\_\_が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

また、効率的かつ安定的な経営体\_\_への農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に生かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められている。

このため、農地中間管理事業等により面的集積を図りながら、効率的かつ安定的な経営体に利用集積された農用地の割合を高めていくことを目標とする。

地 方	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標(注1)
県北地方	75%
県中地方	70%
県南地方	71%
会津地方	85%
南会津地方	72%
相双地方	77%(注2)
いわき地方	68%
福島県	75% <u>以上</u>

(注1)「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積(所有面積、借入面積及び農作業受託面積(水稻については、耕起・代かき、





変更後	現 行
<p>(3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的かつ効果的<u>な</u>実施を図る。</p> <p>(4) <u>地域における支援体制機能の強化を促進するため、</u>県農林事務所 _____ は、市町村等地域の関係機関及び団体との連携を進め、地域における支援機能の強化と総合化を図るとともに、地域の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な農業者、高齢農業者等との連携及び役割分担の明確化が図られるよう、地域段階における農業者の徹底した話合いや<u>地域計画の作成及び</u> _____ 見直しに関して支援を行う。</p> <p>また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な支援を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化及び農業従事の態様の改善のための研修を実施する。さらに、経営の指導を担当する者の養成及び法人の設立・運営に向けた支援の強化等を図る。</p> <p>(5) 略</p>	<p>(3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的かつ効果的<u>な</u>実施を図る。</p> <p>(4) _____ 県農林事務所<u>においては</u>、市町村等地域の関係機関及び団体との連携を進め、地域における支援機能の強化と総合化を図る。<u>特に</u>、地域の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な農業者、高齢農業者等との連携及び役割分担の明確化が図られるよう、地域段階における農業者の徹底した話合いや<u>人・農地プランの実質化の推進と合わせた</u>見直しに関して支援を行う。</p> <p>また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な支援を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化及び農業従事の態様の改善のための研修を実施する。さらに、経営の指導を担当する者の養成及び法人の設立・運営に向けた支援の強化等を図る。</p> <p>(5) 略</p>
<p>2 新規就農者等の確保に関する事項 略</p>	<p>2 新規就農者等の確保に関する事項 略</p>
<p>(1) 就農啓発活動 ア 略 イ 高校生に対しては、オープンキャンパス等による農業短期大学校への誘導や指導農業士等が受け入れる農業体験の実施等により、地域農業への理解を促進するとともに、就農に対する意識を醸成する。</p> <p>また、<u>県内農業法人等の各種情報を収集・分析の上、提供し、雇用就農の機会を促進するとともに、</u> _____ 新たに農業経営を開始しようとする者に対しては、先進農家や農業短期大学校等の長期研修制度を活用し、農業への理解を深めた上での就農を促進する。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 就農形態別確保方策</p>	<p>(1) 就農啓発活動 ア 略 イ 高校生に対しては、オープンキャンパス等による農業短期大学校への誘導や指導農業士等が受け入れる農業体験の実施等により、地域農業への理解を促進するとともに、就農に対する意識を醸成する。</p> <p>また、 _____ <u>このうち</u>新たに経営を開始しようとする者に対しては、先進農家や農業短期大学校等の長期研修制度を活用し、農業への理解を深めた上での就農を促進する。</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 就農形態別確保方策</p>



変更後	現 行
<p>3 新規就農者等の育成に関する事項 略</p> <p>(1) 共通する育成方策 ア 略</p> <p>イ <u>融資等の支援</u> 「青年等就農計画」の認定を受けた新規就農者に対しては、農業経営開始にあたっての施設・機械の導入等<u>に対し、各種融資制度等により支援する。</u></p> <p>ウ 農業青年クラブ等の活動の推進 同じ目的意識を持った仲間との交流を促進し、団体活動やプロジェクト活動への</p>	<p><u>体の意見を聴取し、関係組織の連携強化及び持続的な視点に立った支援・推進体制の整備を進め、新規就農者等の円滑な確保を促進する。</u></p> <p><u>なお、農林事務所においては、新規就農者等の「就農相談窓口」として総合的な支援を行う指導体制を整備し、青年等就農計画を作成しようとする青年等に対し必要な指導・助言を行う。</u></p> <p>イ 市町村 <u>法第6条に基づく各市町村の基本構想において「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」を示し、青年等就農計画の認定を行うとともに、関係機関・団体の緊密な連携の下に地域の特色を生かした体制の整備と具体的な施策の推進に努める。</u></p> <p><u>特に、「人・農地プラン」を作成して担い手として育成すべき新規就農者等を明らかにし、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の給付等に取り組む。</u></p> <p><u>また、担い手の減少や遊休農地の拡大等が深刻な過疎・中山間地域においては、多面的で公益的な機能を維持し地域の活性化を図るため、U I J ターン者等の就農を積極的に支援する。</u></p> <p>ウ 就農支援センター <u>青年農業者等育成のための中核的な組織として、就農相談や啓発活動、農業青年の組織活動支援、農業次世代人材投資資金（準備型）の給付等について主体的に取り組む。</u></p> <p>3 新規就農者等の育成に関する事項 略</p> <p>(1) 共通する育成方策 ア 略</p> <p>イ <u>資金の貸付</u> 「青年等就農計画」の認定を受けた新規就農者に対しては、農業経営開始にあたっての施設・機械の導入等<u>に要する資金の貸付を行う。</u></p> <p>ウ 農業青年クラブの活動の推進 同じ目的意識を持った仲間との交流を促進し、団体活動やプロジェクト活動への</p>



変 更 後	現 行
<p>取組等を通して自己の視野を広げるとともに農業経営に必要な課題解決能力を養成する。</p>	<p>取組等を通して自己の視野を広げるとともに農業経営に必要な課題解決能力を養成する。</p>
<p>エ～オ 略</p>	<p>エ～オ 略</p>
<p>(2) 就農区分別育成方策</p>	<p>(2) 就農区分別育成方策</p>
<p>ア～イ 略</p>	<p>ア～イ 略</p>
<p><u>ウ 雇用就農者の育成方策</u>  <u>新たに雇用された就農者に対しては、雇用する農業法人等と連携し、技術習得、さらには運営管理手法の習得を支援し、継続的な雇用をめざす。また、将来、自営就農を希望する者に対しては、雇用する農業法人等と連携し、独立に向けて支援する。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p><u>エ</u> 就農支援方策 略</p>	<p><u>ウ</u> 就農支援方策 略</p>
<p>4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</p>	<p>4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</p>
<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された_____公社は、農業経営の規模の拡大、農用地の面的集積その他農用地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第 7 条に規定する事業を行う。</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された<u>公益財団法人福島県農業振興</u>公社は、農業経営の規模の拡大、農用地の面的集積その他農用地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第 7 条に規定する事業を行う。</p>
<p>(1) 農用地等を買入れ、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）</p>	<p>(1) 農用地等を買入れ、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）</p>
<p>(2) 農用地等売り渡しを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付を行う事業<u>（農地売渡信託等事業）</u></p>	<p>(2) 農用地等売り渡しを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付を行う_____</p>
<p>(3) 法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、(1)に掲げる事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有</p>	<p>(3) 法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、(1)に掲げる事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有</p>

変 更 後	現 行
<p>適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業 <u>(農地所有適格法人出資育成事業)</u></p> <p>(4) (1)に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を<u>開始しよう</u>とする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業 <u>(研修等事業)</u></p> <p>附 則 この基本方針は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この基本方針は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。</u></p>	<p>適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業 _____</p> <p>(4) (1)に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を<u>営もう</u>とする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業 _____</p> <p>附 則 この基本方針は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則 この基本方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>